

平成 30 年 11 月 16 日
原子力安全対策課
(3 0 - 3 8)
<15 時 30 分資料配付>

高浜発電所の原子炉設置変更許可申請について
(1、2号機の廃樹脂処理装置の1～4号機共用化等)

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

関西電力株式会社は、高浜発電所3、4号機で発生した廃樹脂^{※1}を1、2号機の廃樹脂処理装置に移送して処理するため、本日、原子力規制委員会に対し、当該装置の共用化等について原子炉設置変更許可申請を行った。

また、原子力災害制圧道路^{※2}が発電所の敷地の一部を通過する計画であることから、敷地の境界および面積の変更等についてもあわせて申請した。

- ※1 原子炉冷却材系統等の浄化のために用いるイオン交換樹脂を一定期間使用後に取り出したもの。高浜発電所3、4号機は、廃樹脂から放射性物質を分離する廃樹脂処理装置を有しておらず、貯蔵タンクに保管している。
- ※2 高浜町の原子力災害制圧道路整備事業に伴うもの

問い合わせ先 (担当:有房) 内線 2352・直通 0776(20)0314

高浜発電所の原子炉設置変更許可申請の概要 (1、2号機廃樹脂処理装置等の共用化)

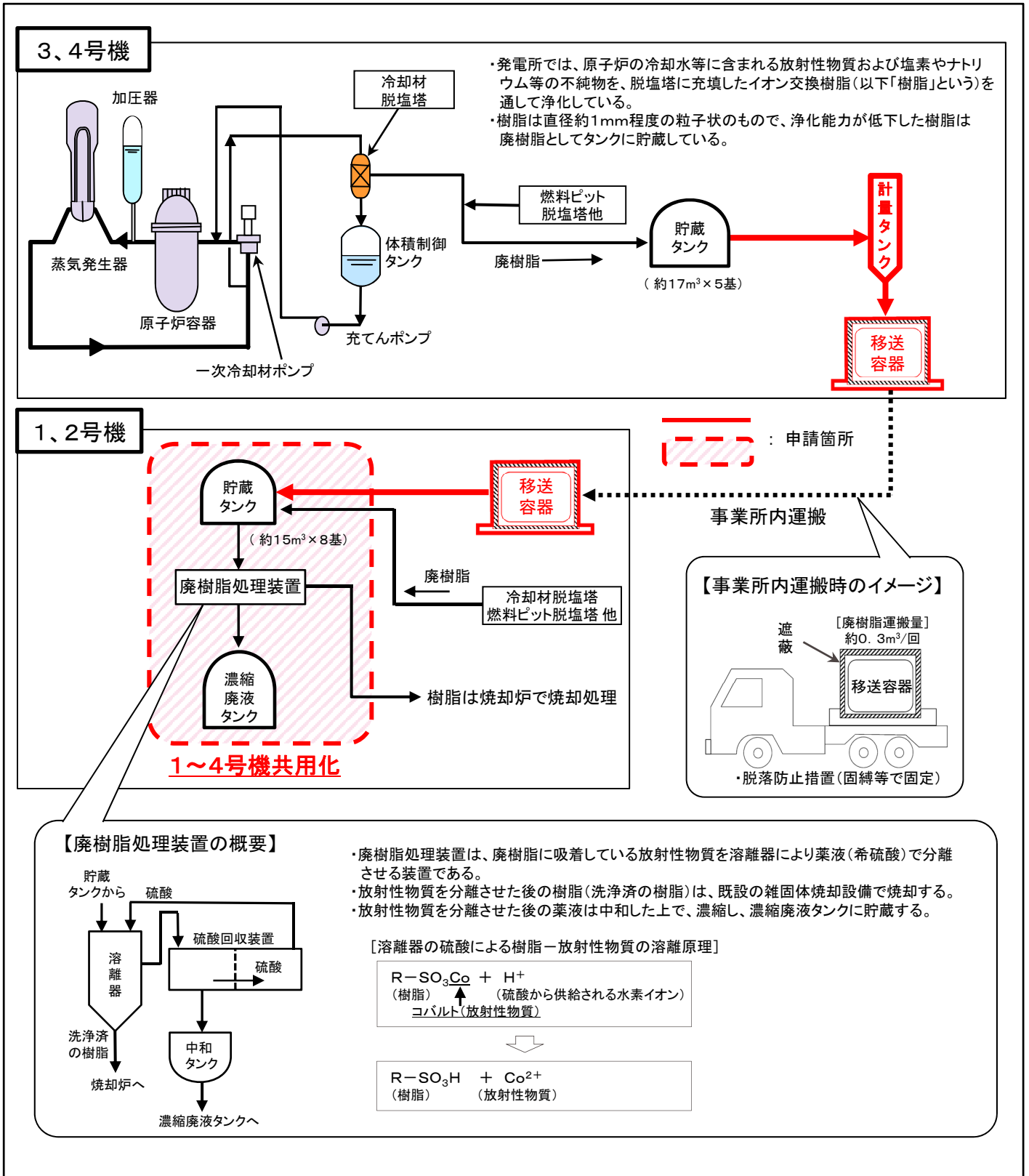
添付資料

(申請の概要)

- ・1、2号機の廃樹脂処理装置等を1、2号機共用から1～4号機共用に変更する。
- ・3、4号機から1、2号機へ廃樹脂を移送する設備(計量タンク・移送容器)を設置する。

(申請の理由)

- ・3、4号機は廃樹脂処理装置を有していないことから、1、2号機の装置を共用化して処理するため。



高浜発電所の原子炉設置変更許可申請の概要 (高浜発電所敷地面積等の変更)

添付資料

(申請の概要)

- ・原子力災害制圧道路整備事業に伴い、道路形状に合わせ、敷地の境界を変更(周辺監視区域のフェンス移設)する。
- ・敷地境界線の変更に伴い、敷地面積を変更する。(約235万㎡→約233万㎡)

(申請の理由)

- ・原子力災害制圧道路が発電所敷地の一部を通過するため。

